

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則

(平成 18 年 12 月 28 日公布 神奈川県規則第 114 号)

最終改正 平成 24 年 6 月 19 日神奈川県規則第 74 号

(事務の委任)

第 1 条 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例（平成 18 年神奈川県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務のうち、横浜市及び川崎市の区域以外の区域における事務は、地域県政総合センター所長に委任する。

- (1) 条例第 10 条第 1 項の規定により、事業者に対し、報告又は資料の提出を求めること。
- (2) 条例第 11 条の規定により、事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告すること。
- (3) 条例第 12 条第 1 項の規定により、同項各号に該当する事業者の氏名等を公表すること。
- (4) 条例第 12 条第 2 項の規定により、事業者に意見を述べる機会を与えること。

(証明書等)

第 2 条 条例第 8 条第 1 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 自動車又は原動機付自転車の運転免許証
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設が発行する学生証で、本人の年齢又は生年月日が確認できるもの
- (3) 健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証又は共済組合員証
- (4) 国民年金手帳又は国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券
- (6) 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書
- (7) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）別記様式第 2 の様式によるものに限る。）
- (8) その他本人の年齢又は生年月日を確認することができる書類で知事が別に定めるもの（自動販売機による購入者の年齢確認措置）

第 3 条 条例第 9 条に規定する自動販売機によりたばこ又は酒類を購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置は、次の各号に掲げる自動販売機の種類に応じ、当該各号に掲げる方法により講ずるものとする。

- (1) たばこの自動販売機 民間の団体が前条各号に掲げる書類（以下この条において「証明書等」という。）により満 20 歳以上であることを確認することができる者に対して発行するカードであって本人確認をすることができるもの（次号において「本人確認カード」という。）を使用しなければたばこを購入することができないようにする機能又は証明書等によりたばこを購入しようとする者が満 20 歳以上であることを確認することができる機能を有する自動販売機によりたばこを販売すること。
- (2) 酒類の自動販売機 本人確認カードを使用しなければ酒類を購入することができないようにする機能又は証明書等により酒類を購入しようとする者が満 20 歳以上であるこ

とを確認することができる機能を有する自動販売機により酒類を販売すること。ただし、酒税法（昭和28年法律第6号）第9条第1項の規定により免許を受けた者が設置する酒類の自動販売機以外の自動販売機にあっては、当該自動販売機に係る販売業者が当該自動販売機を常時視認できる状態で管理する方法その他青少年の飲酒防止の観点から十分な管理ができる方法をもってこれに代えることができる。

（立入調査に係る職員の指定）

第4条 条例第10条第1項に規定する知事の指定した者は、次に掲げる者とする。

- (1) 県民局青少年部長
- (2) 県民局青少年部青少年課に所属する職員のうち、別に指定する者
- (3) 地域県政総合センター所長及び地域県政総合センター副所長
- (4) 地域県政総合センターに所属する職員のうち、別に指定する者

2 条例第10条第2項に規定する知事の指定した者の身分を示す証票は、別記様式とする。

（公表）

第5条 条例第12条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第12条第1項各号のいずれかに該当すると認められた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 条例第12条第1項各号のいずれかに該当すると認められた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (3) 違反の事実
- (4) 条例第12条第1項第2号に該当する場合にあっては、勧告の内容
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 条例第12条第1項の規定による公表は、神奈川県公報に登載するほか、広く県民に周知させる方法により行うものとする。

別記様式（第4条関係） 省略

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年1月25日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第18号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第16号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（様式の作成に係る経過措置）

70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成24年6月19日規則第74号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）第 2 条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）が所持する改正法第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は、改正法附則第 15 条第 2 項各号に掲げる中長期在留者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間に限り、第 1 条の規定による改正後の神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則（以下「新規則」という。）第 2 条第 6 号に規定する在留カードとみなす。
- 3 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）が所持する登録証明書は、改正法附則第 28 条第 2 項各号に掲げる特別永住者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間に限り、新規則第 2 条第 6 号に規定する特別永住者証明書とみなす。